

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会の設置について

(平成 23 年 2 月 9 日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（以下「部会」という。）に、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会においては、使用済小型電気電子機器のリサイクルの在り方及び使用済製品中の有用金属の再生利用の在り方に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用 に関する小委員会の設置について

1. 設置の趣旨

資源小国我が国において、ベースメタル、貴金属、レアメタル（レアアースを含む。以下同じ。）等の資源としての利用価値のある金属（「有用金属」という。以下同じ。）が含まれる使用済製品は、「都市鉱山」と呼ばれ、循環資源としての有効利用が期待されている。

リサイクルに係る特別な法制度がない使用済製品については、基本的には通常の一般廃棄物等として処理されており、有用金属のうち、鉄やアルミ等一部の金属については回収されることも多いが、それ以外の有用金属に関しては、最終処分場に埋め立てられるなどリサイクルされずに処分されているものも多いと想定されている。

基板等を有し、通常の処理では回収されにくい有用金属が含まれる製品のうち、家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン、自動車については現行の法制度に基づいて一定のリサイクルがなされている一方、その他の製品については、現状ではリサイクルに係る特別な法制度がなく、有用金属とともに最終処分場に埋め立てられるなどリサイクルされずに処分されているものも多いと想定され、有用性・希少性の高い金属資源が高濃度に含まれる小型電気電子機器については、循環型社会の形成を推進する観点から、使用済製品のリサイクルの在り方を検討する必要性が高い。

また、家電リサイクル法の対象品目、パソコン並びに自動車は、現行の法制度に基づいて有用金属のリサイクルが行われているが、レアメタルを始めとする一部の有用金属は最終処分場に埋め立てられるなど有効利用されていない。そのため、小型電気電子機器のリサイクルの在り方を検討する際には、家電、パソコン及び自動車のリサイクルに関する取組（リサイクルの実効性、有用金属のリサイクル等）との整合性について検討する必要がある。

以上のことから、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の下に小型電気電子機器リサイクル並びに使用済製品中の有用金属のリサイクルに関する小委員会を置き、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

本小委員会においては、リサイクルに係る特別な法制度が存在しない使用済小型電気電子機器について、有用金属を絶対量として多く、又は高濃度で含む品目を対象として、リサイクルの在り方について検討していただくとともに、家電、パソコン及び自動車のリサイクルに関する取組（リサイクルの実効性、有用金属のリサイクル等）の整合性について検討していただくこととする。

3. 検討スケジュール

毎月 1 回程度開催し、年内を目途に結論を得るべく検討を進める。

4. 運営方針

- ・オブザーバーとして、関係省庁の参加を得る。